

2 入居にあたって

▶入居

入居は、許可日から2週間以内となっていま
すので、この期間内に入居してください。

▶住宅の点検

カギを受け取った方は、必ず住宅内を点検し
てください。

もし、異常や設備に故障があつたりするときは、
入居後1ヶ月以内に指定管理者の事務所まで
申し出てください。申し出が遅れると入居者負担
になる場合があります。

なお、空家住宅は以前に人が居住していた住
宅ですから、新しい状態ではありませんのでご
了承願います。

▶引っ越し

引っ越しの際、車の乗り入れにより、花壇、側
溝などの施設を破損しないようにご注意ください。
万一、破損したときは、自己負担で修理していただ
きます。

また、引っ越しの際に発生したダンボール箱、
その他ゴミ類は、市町の清掃規程に従って、自
ら処理してください。

▶電気・ガス・水道・電話の開栓

新規入居時は、電気・ガス・水道・電話が全て
閉栓されています。

これらの使用申し込み方法は、住宅や所在す
る市町によって異なりますので、それぞれ必要

な手続きをしてください。

【電力・ガスの小売全面自由化について】

一般家庭向けの電力・都市ガスが自由化され、
事業者や料金メニューを自由に選択できるよう
になりました。

事業者とは、県や指定管理者を通さず、直接
契約することができますが、次のことに注意して、
各自契約手続を行ってください。

- ・「料金が必ず安くなる」といった勧誘トークや
便乗商法に気をつけてください。
- ・登録されている事業者かを確認し、また自分
の居住地域が当該事業者の供給地域になっ
ているか確認してください。

新規参入した事業者の一覧は、経済産業省
のホームページで確認できます。

(電力)

http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/
(ガス)

http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/liberalization/retailers_list/

▶緊急通報システムの登録

シルバーハウジングなどには緊急通報シス
テムが設置しております。これは、緊急事態が発
生したときに、緊急ボタンを押すことにより、電話
回線を通じて予め登録された通報先やセキュリ
ティ会社に緊急通報されるものです。

そのため、入居にあたっては、電話に加入い
ただくとともに、システムタイプにより通報先を登
録(入力)いただきます。

なお、市町によっては福祉部局で一次通報先
(セキュリティ会社など)が決まっている場合が有
りますのでご確認ください。

※ 非常ベルのみのタイプの団地もあります。

通報先の登録は、備付けのパンフレットや
通報機器に記載の説明事項を確認しながら
入力してください。
※ 家賃、共益費などの他に、固定電話回線及び通話料または緊急通報システムに必要な費用(月額1,000円程度)が必要になります。

▶転入届

入居後14日以内に、市区町に住民票の異動届や学校の転入学届を忘れずに提出してください。

☆訪問販売にご注意☆

入居当日、また入居後まもなく、ガス器具・消火器・網戸などの訪問販売を行う業者がありますが、県または指定管理者とは、一切関係ありませんのでご注意ください。

なお、設置のできない石油ボイラー等の販売を行う業者がありますので特にご注意下さい。

▶駐車場の借り受け手続き

基本的には、入居者自ら団地外の駐車場を確保していただきますが、県が入居者のための駐車場(有料)を確保(満車の場合があります)しているところもあります。団地内駐車場の申し込み方法は指定管理者の事務所にご相談ください(33~35ページ参照。)。

▶火災保険の加入

県営住宅入居者の方の不始末が原因で毎年火災・漏水事故が発生しており他の居住者に被害を及ぼしています。保険へのご加入をご検討下さい。

3 住宅使用料(家賃、共益費

(県徴収分)と敷金

▶住宅使用料の納付

入居してから退去するまで住宅使用料として、家賃を納付する必要があるほか、団地によっては県が共益費の一部(このしおりでは「共益費(県徴収分)」といいます。)を徴収していますので、家賃とあわせて、納付してください。

なお、共益費については、32ページをご覧ください。

▶敷金の納付

敷金は県が指定する日までに、納入通知書によりお近くの県営住宅に係る公金取扱窓口(41ページ参照)に納付してください。

▶入居月の住宅使用料の納付

入居許可日からその月の末日までの家賃・共益費(県徴収分)は、日割りで計算されていますので、県が指定する日までに、納入通知書によりお近くの県営住宅に係る公金取扱窓口に納付してください。

▶入居中の住宅使用料の納付

●口座振替による納付

原則として、口座振替により納付してください。預貯金口座から自動的に家賃・共益費(県徴収分)を引き落としますので納付の手間が省け、納付を忘れることがなくなります。

●納入通知書による納付(現金払いの場合)